

国民保護法における指定地方公共機関の概要について

鳥取県防災局防災危機管理課

1 「国民保護」とは

- (1) 日本が武力による攻撃を受けた場合、または、大規模テロ等があった場合に国や県、市町村等が住民を守る仕組みをいいます。
- (2) H16年6月国会で「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が成立し、9月に施行されたことに基づき、鳥取県ではH16年度中に「鳥取県国民保護計画」の完成を目指すなど、取組みを進めているところです。

2 「指定地方公共機関」とは

- (1) 武力攻撃事態等において一定の役割を担わせるために、都道府県知事が、その業務が公共性や公益性を有するとしてあらかじめ指定した民間機関であり、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有します。[災害対策基本法にも同様の制度あり。]
- (2) 指定地方公共機関が行う国民保護の措置は、平時の本来業務を、当該法人を規制する事業法等の法律の枠組みを越えない範囲で行われるものです。
たとえば、
 - × 船会社による避難住民への炊き出し
…平時の本来業務ではないので、国民保護の措置として実施されるものではない。
 - × 貨物船の免許しか持っていない船会社が旅客を輸送
…法律の枠組みを超えるものであり、求められていない。
- (3) 指定地方公共機関等の国民の保護のための措置は業務の一環として行われるものであり、対価を徴するものについては対価を支払います。
- (4) 指定地方公共機関として指定できる民間機関は以下のとおりです。
公益的事業を営む法人…電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人（法人の外形を有する業界団体のようなものを含む）
公共的施設を管理する法人…地方道路公社、港務局、土地改良区など
地方独立行政法人
- (5) 指定を行うに当たっては、あらかじめ当該法人の意見を聴くことが必要です。

3 指定地方公共機関の主な業務

(1) 国民の保護のための措置

指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有します。

[具体的業務のうち主なもの]

指定地方公共機関の種類	業務内容
共通	<ul style="list-style-type: none">・ 国民への迅速な情報提供・ 被災情報の収集、都道府県知事への報告・ 武力攻撃災害時の被害の応急復旧・復旧
放送事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 以下の通知を県から受けた場合、速やかに放送を行わなければならない[解除の場合も同様] 対策本部長の警報（50条） 都道府県知事の避難の指示（57条） 都道府県知事の武力攻撃災害緊急通報（101条）・ 知事は言論その他表現の自由に特に配慮しなければならないが、指定地方公共機関は、通知を受けたときは、自らの策定した国民保護に関する業務計画に基づいて、自主的に放送する。放送の方法については緊急情報が国民に正確に伝えられることが確保される範囲内で、放送事業者の自主的な判断に委ねられる。
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に係る都道府県知事への協力
病院その他の医療機関	<ul style="list-style-type: none">・ 医療の確保

運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民、国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材の運送について知事からの要請があった場合、正当な理由がない限り、応じなければならない。 ・市町村長は、指定地方公共機関が正当な理由なく避難住民の運送等に応じない場合は、知事にその旨を通知する。 ・知事は、避難住民等の運送が的確かつ迅速に行われない場合、安全が確保されていると認められる場合に限り、所要の運送を行うべき指示を行うことができる。 ・知事は、避難住民等の運送に当たっては、安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならない。
電気事業者、ガス事業者、道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ適切な供給
一般信書便事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・信書便の確保

(2) 国民の保護に関する業務計画の作成

指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を行うために、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。(知事へ報告 [知事の助言] 知事・市町村長へ通知、公表 [ホームページでの公表等])

[計画に定める事項]

- 国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- その他、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

(3) その他

指定地方公共機関の職員について、都道府県又は市町村の国民保護協議会の委員又は専門委員として任命可能。

都道府県は指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置について、安全の確保に配慮しなければならない。

都道府県は、国民の保護のための措置の実施に関し、指定地方公共機関に対し都道府県知事が指示をした場合において損失を受けたときは、その損失を補てんしなければならない。